

2026 年 9 月 30 日
株式会社エコア

令和8年熊本地震により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

令和8年熊本地震により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

株式会社エコアは、このたびの地震により被災されたお客さまに対し、お客さまからお申し出があった場合には、電気料金等の特別措置を適用しています。

1. 特別措置の対象地域

当社が電気を供給している地域全域

2. 特別措置の内容

被災されたお客さまからお申し出があった場合、次の特別措置を適用します。

1. 電気料金の支払期日の延長
2. 不使用月または不使用日の電気料金の免除
3. 工事費負担金等の免除
4. 基本料金の免除

※特別措置の適用条件、対象期間および具体的な内容については、別紙をご確認ください。

3. 特別措置のお申込み

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、担当営業所までお申し込みください。

(注) 担当営業所は、[当社ホームページ](#)よりご確認の上お問合せください。

(注) お申し込み時には、お客さまの被災状況を確認するため、原則として、各自治体より発行される「り災証明書」等を提出していただきます。「り災証明書」等の発行につきましては、各自治体へご確認をお願いいたします。

以 上



<特別措置の内容>

① 特定小売供給約款でご契約中のお客さま

特別措置の内容	
1. 電気料金の支払期日 ※1の延長	2026 年6月(支払期日が災害発生日以降のものに限る)、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。
2. 不使用月の電気料金の免除	災害発生日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。
3. 工事費負担金等 ※2の免除	2027 年1月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金等を免除します。
4. 基本料金の免除	電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2027 年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して 30 日目をいいます。

※2 工事費負担金等とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。なお、工事費負担金等とは、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。

② 需給契約条件または標準供給条件でご契約中のお客さま

特別措置の内容	
1. 電気料金の支払期日 ※1の延長	2026 年6月(支払期日が災害発生日以降のものに限る)、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。
2. 不使用日の電気料金の免除	災害発生日から6か月後の末日までの間に限り、被災時から全く電気を使用されなかった日までの電気料金を免除します。
3. 工事費負担金等 ※2の免除	2027 年1月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金等を免除します。
4. 基本料金の免除	電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2027 年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して 30 日目をいいます。

※2 工事費負担金等とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。なお、工事費負担金等とは、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。